

山口大学医学部保健学科後援会会則

(名称)

第1条 山口大学医学部保健学科（以下「保健学科」という。）に後援会を置き、山口大学医学部保健学科後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、保健学科における教育事業を援助し、保健学科の発展と学生の教育成果を挙げることを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健学科が行う教育事業の後援
- (2) 保健学科と家庭との連絡の緊密化
- (3) 保健学科の対外活動に対する援助
- (4) 保健学科の学生の福利厚生に対する援助
- (5) その他後援会の目的を達成するため必要な事業

(事務所)

第4条 後援会の事務所は、医学部総務課内に置く。

(会員)

第5条 後援会の会員は、保健学科に在学する学生の保護者及び後援会の趣旨に賛同する者（以下「会員」という。）で組織する。

(役員)

第6条 後援会を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 12名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 1名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し後援会を代表して会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 理事は、後援会の事業計画等を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事及び後援会の趣旨に賛同する者の中から、理事会において選出する。
- (2) 理事は、保健学科学生の保護者の中から選出し、理事会の議を得て会長が委嘱する。
- (3) 監事は、理事の中から理事会の議を得て会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、保健学科の学科長とし、理事会の議を得て会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、選出された理事会開催日の翌日から翌年の理事会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、当該役員の子弟又は子女の在学期間を超えないものとする。
- (2) 理事及び監事の任期は当該学生の在学期間とする。

(会議)

第10条 後援会の会議は、入学生保護者会と理事会とする。

- (1) 入学生保護者会は、毎年1回入学式当日に開催する。

- (2) 理事会は必要に応じ会長が招集し、事業計画、予算及び決算、役員の選出、会則の改正、その他重要事項を議決のうえ会員に報告する。
- 2 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
(経費)
- 第11条 後援会の経費は次の経費によって運営するものとし、入会金及び会費は入学時に納めるものとする。
- (1) 入会金 6,000円
(2) 会費 44,000円 (第3年次編入生は22,000円)
(3) 寄附金
(4) 雑収入
(事業計画)
- 第12条 後援会の事業計画は、毎会計年度開始前に編成し、理事会の議決を得るものとする。
(収支決算)
- 第13条 後援会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を得て理事会に提出し承認を得るものとする。
(会計年度)
- 第14条 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業の執行)
- 第15条 会長は理事を代表し、理事会で議決された事業を執行する。
- 2 会長は事業を執行するため、事務職員の中から庶務、会計の担当者を委嘱する。
(経費の保管)
- 第16条 後援会の経費は会長名義で預金し、預金通帳は会長が委嘱した事務職員が管理する。
- 附 則
- 1 この会則は、昭和59年10月6日から施行し、昭和59年10月16日から適用する。
- 2 第11条の定めにかかわらず、昭和59年度については3年生の会費は5,000円、2年生の会費は10,000円とする。
- 3 昭和59年度の事業計画及び収支決算の編成は、第12条及び第13条の定めにかかわらず、この会則制定後速やかに行うものとする。
- 附 則
- この会則は、昭和60年5月25日から施行する。
- 附 則
- この会則は、平成6年5月21日から施行する。
- 附 則
- この会則は、平成12年10月1日から施行する。
- 附 則
- この会則は、平成14年6月15日から施行する。
- 附 則
- この会則は、平成15年7月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この会則は、平成19年7月13日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学し、平成20年4月1日以後引き続き在学する者の会費は、この規則による改正後の山口大学医学部保健学科後援会規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則
- この会則は、平成20年7月18日から施行する。
- 附 則
- 1 この会則は、令和6年10月1日から施行し、令和6年9月1日から適用する。
- 2 令和7年3月31日に在学し、令和7年4月1日以後引き続き在学する者の会費は、この会則による改正後の山口大学医学部保健学科後援会規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。